

【貸金 2 の類型で無利息期間指定をする際の注意点について】

貸金 2 の類型で、指定された無利息期間と、利率変更により利率を 0 %にしたと主張する期間が重複する際に、計算書中に無意味な行が挿入される等の不具合があります。

無利息期間指定を使用される際は、同じ期間に利率を 0 %に変更した旨や、無利息期間最終日の翌日から元の利率に変更した(戻した)旨の利率変更の主張は不要ですので、

無利息期間指定と利率変更の主張を併用しないでください。